

横浜市港湾施設条例の一部改正について（お知らせ）
～令和6年度から占用料を改定します～

横浜市道路占用料条例改正による道路占用料の改定を受け、港湾施設の占用料（電柱等の工作物設置に係る占用料）を改定します。

1 改定する占用料

改定する占用料については、裏面「港湾施設の占用料一覧」をご覧ください。

2 改定単価適用開始日

令和6年4月1日

※ 開始日以前から許可を受けている場合も、令和6年4月1日以降の占用にかかる占用料は、改定単価に変更になります。

【お問合せ】

■港湾施設条例・占用料に関すること

港湾管財課 045-671-7082

■占用許可に関すること

実際に申請している部署へお問い合わせください。

■納入通知書・納入方法に関すること

経理課 045-671-7156

横浜市港湾局

港湾施設の占用料一覧

占用許可（港湾施設条例別表第2）		令和3年度占用料（R3.4.1～）		令和6年度占用料（R6.4.1～）		
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合の占用料	第一種電柱		3,100円		3,100円	
	第二種電柱		4,700円		4,800円	
	第三種電柱		6,400円		6,400円	
	第一種電話柱	1本につき1年	2,800円	1本につき1年	2,800円	
	第二種電話柱		4,400円		4,400円	
	第三種電話柱		6,100円		6,100円	
	その他の柱類		280円		280円	
	共架電線その他上空に設ける線類	1mにつき1年	28円	1mにつき1年	28円	
	地下電線その他地下に設ける線類		17円		17円	
	地上に設ける変圧器等の工作物	1個につき1年	2,700円	1個につき1年	2,700円	
	地下に設ける変圧器等の工作物	1㎡につき1年	1,700円	1㎡につき1年	1,700円	
	変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所	1個につき1年	5,500円	1個につき1年	5,500円	
	郵便差出箱又は信書便差出箱		2,300円		2,300円	
	広告塔※	1㎡につき1年	14,000円	1㎡につき1年	15,000円	
その他のもの		5,500円		5,500円		
地下埋設物を設ける場合の占用料	埋設管	外径が0.07m未満	120円	1mにつき1年	120円	
		外径が0.07m以上0.1m未満	170円		170円	
		外径が0.1m以上0.15m未満	250円		250円	
		外径が0.15m以上0.2m未満	330円		330円	
		外径が0.2m以上0.3m未満	500円	1mにつき1年	500円	
		外径が0.3m以上0.4m未満	660円		660円	
		外径が0.4m以上0.7m未満	1,200円		1,200円	
		外径が0.7m以上1m未満	1,700円		1,700円	
	外径が1m以上	3,300円		3,300円		
	その他の工作物	本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭又は南本牧ふ頭の地区	1㎡につき1月	160円	1㎡につき1月	160円
その他の地区			150円		150円	
上空工作物を設ける場合の占用料	標識	1本につき1年	4,400円	1本につき1年	4,400円	
	旗ざお	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	140円	1本につき1日	150円
		その他のもの	1本につき1月	1,400円	1本につき1月	1,500円
	幕※	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの	1㎡につき1日	140円	1㎡につき1日	150円
		その他のもの	1㎡につき1月	1,400円	1㎡につき1月	1,500円
	アーチ	1基につき1月	6,800円	1基につき1月	7,600円	
	その他の上空工作物	本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭又は南本牧ふ頭の地区	1㎡につき1月	160円	1㎡につき1月	160円
その他の地区			150円		150円	
その他の物件又は施設を設ける場合の占用料	太陽光発電設備又は風力発電設備	1㎡につき1年	5,500円	1㎡につき1年	5,500円	
	つり上げクレーン、ひさしその他これらに類する工作物		3,900円		3,900円	
	自動販売機	1㎡につき1月	1,000円	1㎡につき1月	1,000円	
	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設ける露店、商品置場その他これらに類する施設	1㎡につき1日	140円	1㎡につき1日	150円	
	工事用施設その他これに類する施設	1㎡につき1月	1,400円	1㎡につき1月	1,500円	

下線部が今回の料金改定対象箇所となります。

※「広告塔」と「幕」の単位は表示部分の面積です。

※消費税法その他関係法令に基づき非課税となる取引に関しては、記載の額が各種料金となります。

消費税法その他関係法令に基づき課税対象となる各種料金については、消費税が含まれた額を記載しています。